

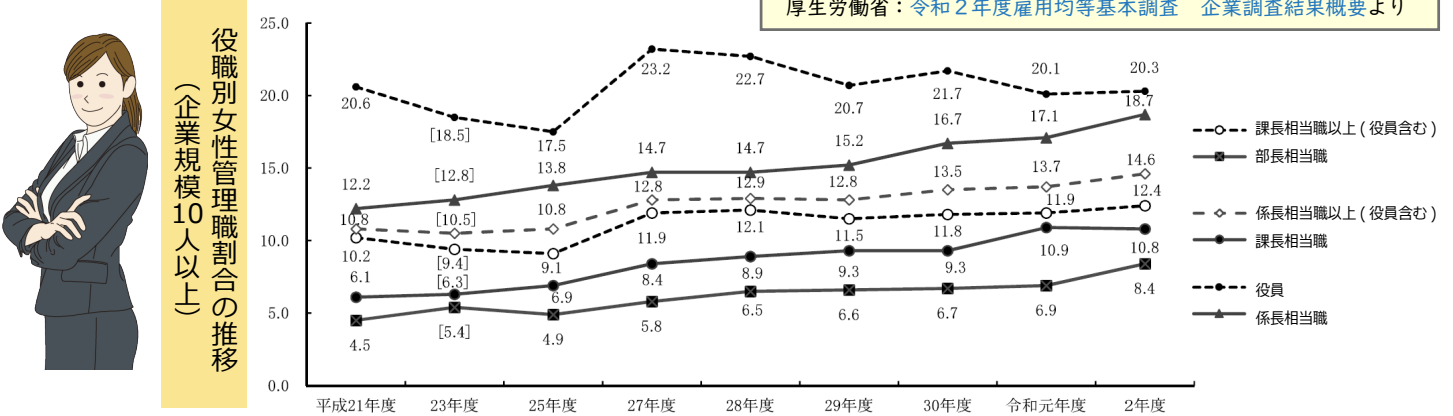
令和2年度 雇用均等基本調査の結果公表について

7月30日、厚生労働省は「令和2年度雇用均等基本調査」の結果を公表しました。この調査は男女の均等な取扱いや仕事と家庭の両立などに関する雇用管理の実態を把握することを目的として、2007年度以降毎年実施されています。そこでHP通信第316号では、その調査結果から女性管理職の状況をご紹介します、女性活躍推進法の改正についてご説明します。なお、詳しい調査結果をお知りになりたい方は、厚生労働省HPから「令和2年度雇用均等基本調査」をご覧ください。

● 女性管理職を有する企業割合と役職に占める女性管理職割合 女性管理職を有する企業割合は次の通りです。

女性役員を有する企業は34.8% [前年度34.8%]、
課長相当職以上の女性管理職（役員を含む。以下同じ。）を有する企業割合は**52.8%** [同51.9%]
係長相当職以上の女性管理職を有する企業割合は**61.1%** [同59.4%] となっています。
また、女性管理職を有する企業割合を役職別にみると、**部長相当職あり**の企業は**13.1%** [同11.0%]、**課長相当職**は**20.8%** [同18.4%]、**係長相当職**は**22.6%** [同19.5%] となっており、いずれも前年度より増加しています。

なお、それぞれの役職に占める女性管理職の割合は、下図の通り、**役員**では**20.3%** [同20.1%]、**部長相当職**では**8.4%** [同6.9%]、**課長相当職**では**10.8%** [同10.9%]、**係長相当職**では**18.7%** [同17.1%] となっており、課長相当職を除き、前年度より上昇しています。
とはいえ、女性管理職の割合は、「2020年代の可能な限り早期に指導的地位に女性が占める割合を30%にする」との政府目標に対し、依然低い状況です。



女性管理職の割合が低い現状を踏まえ、政府は女性活躍推進法の一部を改正し、令和元年6月5日に公布しています。すでに令和2年6月に施行されている改正内容は以下の通りです。

● 女性活躍に関する情報公表の強化

常時雇用する労働者が301人以上の事業主は、情報公表項目について、
(1) 職業生活に関する機会の提供に関する実績
(2) 職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備に関する実績
の各区分から1項目以上（合計2項目以上）公表する必要があります。

● 特例認定制度（プラチナえるぼし）の創設

女性の活躍推進に関する状況等が優良な事業主の方への認定（えるぼし認定）よりも水準の高い「プラチナえるぼし」認定制度を創設しています。



さらに令和4年4月より、一般事業主行動計画の策定・届出義務の対象が常時雇用する労働者が301人以上から101人以上の事業主に拡大されます。
一般事業主行動計画の策定・届出義務の対象拡大については、次回HP通信第317号で詳しく解説します。

ご不明な点がございましたら、ヒューマン・プライムまでお問い合わせください。TEL.03-5695-7700

この通信がご不要な方は、お手数ですが弊社までご連絡ください。